

平成24年度経済産業省関係税制改正のポイント

1. 急激な円高などにより加速する産業空洞化への対応

◆車体課税の見直し

- 自動車重量税の当分の間税率による上乗せ分の額の半分に相当する1,500億円規模の負担軽減を実施。
- エコカー減税の継続・拡充(自動車重量税、自動車取得税)
 - ・燃費基準を切り替えた上、エコカー減税について3年間継続。
 - ・自動車重量税については、特に環境性能に優れた自動車に対する軽減措置の拡充。
- 自動車税のグリーン化、自動車取得税の中古車特例を見直したうえで延長。
- 第4次補正予算において、3,000億円規模のエコカー補助金を創設。
- 検討事項
 - ・自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方を見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う。

◆原料用途免税

- 輸入・国産石化用ナフサ等、鉄鋼製造用等の特定用途石炭、国産アスファルト等に係る石油石炭税の免税・還付措置について、適用期限の定めをなくし、当分の間の措置とする。
- また、これらを含む原料用途免税の本則化については引き続き検討する。

◆軽油引取税の免税措置の延長

- 一部の措置について見直しを行った上で、適用期限を3年延長する。

◆償却資産に対する固定資産税の見直し(検討事項)

- 固定資産税については、住民や企業などの負担感に配慮するとともに、平成27年度の評価替えまでに、公平性、合理性、妥当性等の観点から総合的な検討を行う。

等

2. 日本経済の新たな成長の実現

◆研究開発促進税制の延長

- 試験研究を行った場合の税額控除の上乗せ措置(増加型・高水準型)の適用期限を2年延長する。

◆海外投資等損失準備金制度の延長

- 海外で行う資源の探鉱・開発事業に対する投資等について、一定割合で積立てた準備金を損金算入できる制度の適用期限を2年延長する。

◆特定の資産の買換えの場合の課税の特例の延長

- 遊休資産等を活用した設備投資を促進するため、現行制度を一部見直した上で適用期限を3年延長する。

◆再生可能エネルギーの普及・拡大のための税制措置

- 再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、固定価格買取制度の導入とあわせて、「グリーン投資減税」について再生可能エネルギー発電設備に限り、初年度即時償却(取得価額の全額・100%)を可能とする措置を1年間講ずる。
- 再生可能エネルギー発電設備について、当該設備に係る固定資産税を軽減する措置を2年間講ずる。
- 再生可能エネルギー固定価格買取制度の導入に際し、電気事業者が電気の需要家から徴収するサーチャージに係る事業税を非課税とする。

等

3. 地域の経済・雇用を支える中小企業の活性化

◆中小企業投資促進税制の拡充・延長

- 中小企業の品質向上等に資する設備投資を促進する観点から、器具・備品の対象に試験機器等を追加する等の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

◆交際費課税の特例の延長

- 中小企業における交際費の損金算入の特例について適用期限を2年延長する。

◆少額減価償却資産に係る事務負担の軽減

- 中小企業が30万円未満の減価償却資産を取得した場合の損金算入特例措置について、適用期限を2年延長する。

◆中小企業の事業承継税制の見直し(検討事項)

- 事業承継税制の活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について引き続き検討を行う。

等

(参考) 平成23年度税制改正法案の取扱いについて

◆法人実効税率及び中小軽減税率の引下げ(平成23年11月成立)

- 平成23年度改正法案の法人実効税率5%引下げ及び中小軽減税率の引下げを実施した上で、3年間は10%の付加税を課し、復興財源に充てる。

※この結果、法人実効税率は、次のとおりとなる。

≪40.69%(現行) → 38.01%(平成24~26年度) → 35.64%(平成27年度~)≫

◆地球温暖化対策のための税の実現(平成24年度税制改正事項)

- 省エネ・再生エネルギー対策等の抜本的強化による我が国の再生・成長の早期実現のために、平成24年度改正にてその実現を図る。

等